

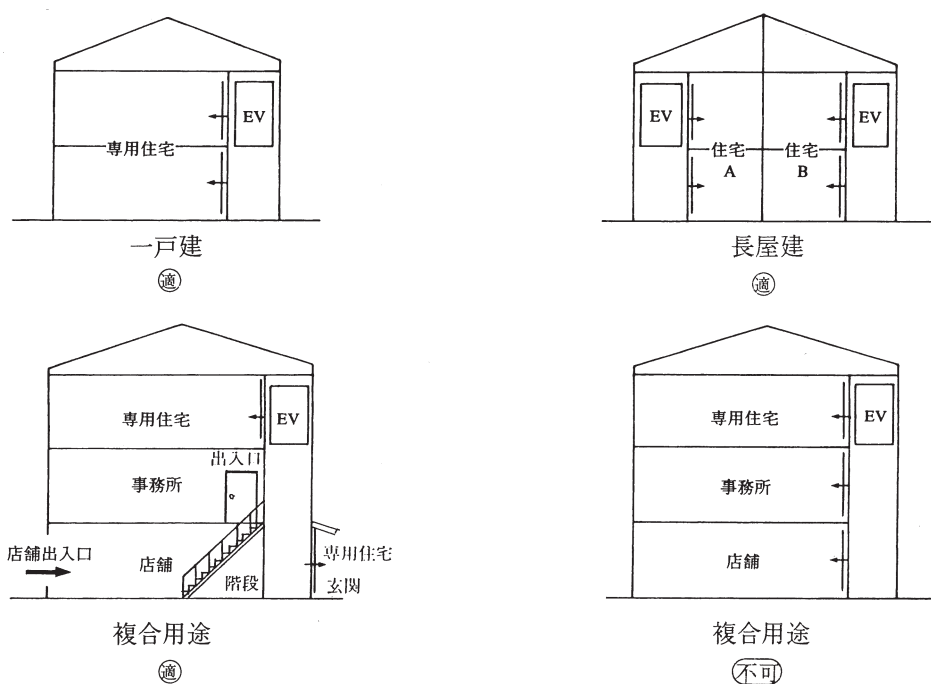
4-13 ホームエレベーター等の設置について

建築物に設けるエレベーター（ホームエレベーター、椅子式階段昇降機、段差解消機等を含む）及びエスカレーターは、昇降機に該当し、その設置には一部の建築物を除いて確認申請等が必要です。

通常、昇降機の確認申請は、建築確認申請時に昇降機のメーカー等が決定していないことなどの理由により、建築確認申請とは別の申請となります。ただし、建築基準法第6条第1項第四号に該当する建築物に設置する場合は、建築確認申請に含めた申請となります。

昇降機の設置には法令上のいろいろな制限があり、特にホームエレベーターについては、住戸内のみの設置しか認められていません。

[ホームエレベーターの例]



※ ホームエレベーターとは、個人住宅の住戸内に設置することを目的とした家族専用の垂直式昇降機です。このことから不特定多数の人が利用する形態の場合は認められません。また、日常の管理は建物所有者の責任により行われ、専門技術者による定期的な保守点検を依頼して安全確保に努める必要があります。

担 当	都市整備政策部 建築審査課 設備審査担当 電話番号 03-6432-7170 ファクシミリ 03-6432-7985
--------	---